

第 138 回 豊橋市都市計画審議会議事録

1. 日 時 令和 5 年 6 月 28 日（水）午前 10 時 30 分から 11 時 10 分まで
2. 場 所 豊橋市役所 西館 7 階 第 1 委員会室
3. 案 件 第 1 号議案 豊橋市立地適正化計画の改定（防災指針の策定）について
4. 出席委員 14 名
第 1 号委員 浅野 純一郎委員、三輪 多恵子委員、小笠原 敏彦委員、
鈴木 由紀子委員、小林 和夫委員、松岡 孝子委員、
前田 裕子委員
第 2 号委員 中西 光江委員、尾崎 雅輝委員
第 3 号委員 竹村 賢二委員の代理で秋葉 有志委員、
鈴木 節子委員、齊藤 保則委員、
鈴木 克章委員、吉見 正樹委員
5. 審議会の結果
第 1 号議案 原案のとおり承認
6. 事務局
金子都市計画部長
（都市計画課）
佐藤課長、石原主幹、吉川技師、杉浦主事
7. 議事の概要
 - ・出席委員が過半数に達したため審議会の成立が確認された。
 - ・今回の議事録署名人に三輪 多恵子委員と小笠原 敏彦委員が指名された。
 - ・議案の審議内容・過程において、運営規則に定められた非公開事項に該当する恐れのあるものが含まれていないことを確認の上、議案を審議した。

第1号議案 豊橋市立地適正化計画の改定（防災指針の策定）について
次の要旨で説明された。（説明者：都市計画課主幹）

- ・今回の改定は、令和2年9月の都市再生特別措置法の施行を受け、平成30年9月に公表している豊橋市立地適正化計画に第6章として防災指針を追加するものである。
- ・災害のリスク分析として、水害や土砂災害といった災害ハザード情報、そして人口や建物の分布、避難所などの都市の情報を重ね合わせて行うこととしている。
- ・防災指針の分析の視点として、近年頻発・激甚化の傾向にある水害と土砂災害を対象に行うこととしている。
- ・「防災まちづくりの将来像」を、「命と暮らしを守る 安全・安心を兼ね備えたまち」とし、災害リスクに対する各種取り組みにより、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めることとしている。
- ・「取り組み方針」を、災害リスクの回避と低減を基本とすること、「具体的な取り組み」は災害リスクの回避と低減（ハード対策及びソフト対策）を組み合わせ、発生頻度及び災害の規模や特性などを踏まえることとしている。
- ・防災指針の策定により、都市機能誘導区域、居住誘導区域及び歩いて暮らせるまち区域から法令により居住誘導区域に含まない区域や居住を誘導することが適当ではない区域を除外している。
- ・第6章に防災指針を追加することにより、現行計画の第6章「計画の目標と評価」は第7章に変更となり、居住誘導区域及び歩いて暮らせるまち区域の変更に伴い、「都市機能や居住の誘導に関する評価指標・目標値」の数値を一部変更している。また、「防災指針に関する評価指標・目標値」を新たに設定している。

説明終了後、以下の点について質疑された。

委員

21ページの「具体的な取り組み内容」にある「デジタル技術を活用した浸水シミュレーションなどの整備」とはどのような取り組みか。

事務局

本市では今年度、3次元で豊橋のまちを再現する都市の3次元データの整備をしている。浸水シミュレーションは、その都市の3次元データを活用し、3次元のまちで洪水による浸水の広がりの様子を分かりやすく見える化するものである。

そのシミュレーション結果を動画にまとめ、市民の防災意識の向上を図るために、昨年度から実施している防災まちづくりワークショップや、防災部局で実施している地域や学校などへの出前講座など多くの場で活用していきたいと考えている。

委員

6月2日の水害の際でも、避難所のリストを確認して避難した市民がいた。災害時の避難について市民への意識付けは進んでいるように思う。この浸水シミュレーションの「見える化」についても期待しているので、上手く活用し、市民への周知を図ってほしい。

会長

このシミュレーション結果は市のホームページなどで公開する予定か。

事務局

市のホームページや国土交通省のPLATEAU（プラトー）のサイトで公開を想定している。

会長

ぜひ進めていただきたい。

委員

6月2日の水害で浮き彫りとなった課題について、この防災指針ではどのような対策を考えているのか教えてほしい。

事務局

防災指針では、19ページに、今回の水害より甚大な被害が想定される想定最大規模による分析結果から整理した課題に対して、取り組み方針として「災害リスクの回避」と「災害リスクの低減」を基本とすることとしている。その具体的な取り組みとそのスケジュールは、20ページと21ページに示しているが、想定最大規模のハザードに対しては、ソフト対策を、計画規模のハザードに対しては、ハード対策とソフト対策により対応することとしている。こうした取り組みを確実に推進していくことが今回の水害の課題の対策になるものと考えている。

委員

20ページ、21ページに記載の具体的な取り組みの内、新たな取り組みの概要「住まい選び等の活用につなげるための災害リスク分析結果の周知」、「災害リスクを考慮した指定避難所の運用見直し検討」、「土砂災害防止にむけた盛土に対する規制強化の検討」を説明していただきたい。

事務局

はじめに、「住まい選び等の活用につなげるための災害リスク分析結果の周知」であるが、住まいを選ぶ人がその土地における災害リスクなどの情報を得ることができるよう、土地や建物といった不動産を提供し、また管理する宅地建物取引業協会等に、防災指針の周知と共に災害リスクの分析結果を講習会の実施等により周知し、用途地域等の都市計画情報と併せて災害ハザード情報を知っていただけるように市のホームページで公開

することを考えている。

次に、「災害リスクを考慮した指定避難所の運用見直し検討」であるが、災害ハザード情報と都市情報を重ね合わせた結果、浸水想定区域内に指定避難所があるなど、指定避難所の運営の見直し検討は必要であると考えている。防災指針の策定の過程で、災害ハザード情報と指定避難所等を重ね合わせた分析の結果を一覧表にとりまとめ、防災担当部署や施設管理者とその情報を共有している。今後は、防災担当部署や各施設管理者に働きかけながら、現在の運用上の課題を解決するために、指定避難所の運用見直し検討を進めていく。

次に、「土砂災害防止にむけた盛土に対する規制強化の検討」であるが、令和3年、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、国土交通省では、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」、令和4年5月27日公布）が、令和5年5月26日から施行されている。こうした法改正に対応していく必要があるため、取り組みとして位置付けている。

会長

「住まい選び等の活用につなげるための災害リスク分析結果の周知」について、市のホームページで公開という説明だったが、立地適正化計画では現行でも届出制度のみで、市民に協力をお願いするにとどまっており、計画自体もあまり知られていないのが現実である。防災指針は市民の安全・安心に直結する話であるため、周知がホームページでの公開だけでは弱い。不動産業者や開発業者に働きかけ、危険な場所では開発をしないようにする体制づくりなど、周知方法について検討していただきたい。

委員

今回の水害で、下地校区から多米校区の避難所へ避難した方がいたと聞いている。日頃から浸水の危険性について認識がある地域など、特に防災意識の向上が伺える。今後も、出前講座などで市民への啓発に力を入れてほしい。

会長

審議会としての答申をまとめる。

第1号議案 豊橋市立地適正化計画の改定（防災指針の策定）について
原案のとおり承認することでご異議はないか。

各委員

異議なし。

会長

異議なしと認め、第1号議案は承認された。

会長

それではこれにより審議会を閉会する。